

# 給与所得金額及び公的年金等の雑所得金額の計算表

## ◎給与所得金額の計算

総収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1,900,000 円以下	→	収入金額 - 650,000 円
1,900,000 円超、3,600,000 円以下	収入金額÷4 (千円未満切捨)	端数整理額×0.7 - 80,000 円
3,600,000 円超、6,600,000 円以下		端数整理額×0.8 - 440,000 円
6,600,000 円超、8,500,000 円以下	→	収入金額 ×0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円超	→	収入金額 - 1,950,000 円

## ◎公的年金等に係る雑所得の計算

年齢区分	公的年金等受給額の合計	所得金額
昭和 36 年 1 月 2 日 以後の生まれ (65 歳未満)	1,300,000 円未満	受給額 - 600,000 円
	1,300,000 円以上、4,100,000 円未満	受給額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上、7,700,000 円未満	受給額×0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上、10,000,000 円未満	受給額×0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円以上	受給額 - 1,955,000 円
昭和 36 年 1 月 1 日 以前の生まれ (65 歳以上)	3,300,000 円未満	受給額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円以上、4,100,000 円未満	受給額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円以上、7,700,000 円未満	受給額×0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円以上、10,000,000 円未満	受給額×0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円以上	受給額 - 1,955,000 円

※ 公的年金以外の所得金額が、1,000 万円を超える場合は 10 万円、2,000 万円を超える場合は 20 万円を控除額から引き下げます。

## ◎所得金額調整控除

以下の要件に当てはまる方は、「所得金額調整控除」が適用されます。

※それぞれ計算した控除額が給与所得の合計額から控除されます。

要件	控除額
給与収入 850 万円超で次のいずれかに該当 ・ 23 歳未満の扶養の親族有 ・ 本人又は扶養親族が特別障害者	次のいずれか少ない金額 ① (給与収入 - 850 万円) × 10% ② 15 万円
給与収入と公的年金収入の双方があり、 給与所得と年金所得の合計が 10 万円以上	年金所得 + 給与所得 - 10 万円 (上限 10 万円)